

清水町過疎地域における固定資産税の免除に関する条例（平成12年清水町条例第43号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1・2 (略) <u>(失効に伴う経過措置)</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、同項に規定する条例の失効の日（以下「失効日」という。）までに新設し、又は増設した設備については、この条例は、失効日後も、なおその効力を有する。</u></p>	<p>附 則 1・2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。